

凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第九巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録及び国立公文書館蔵旧琉球藩評定所書類を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号（例、一五一四など）は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。
- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、および史料本文・標題のみ文書よりなるが、各史料ごとの解題

の末尾には解題執筆者を明示してある。

- 一、筆耕は法政大学沖縄文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いておこない、判読の困難な部分については浦添市立図書館沖縄学研究室所蔵の写真複製本と、原本で照合した。
- 一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。
 - 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
 - 2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
 - 3 変体仮名ゑ（は）、ゑ（え）、ゐ（て）、ゑ（と）、ゑ（も）、ゑ（より）、ゑ（して）はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。
例、機ゑき、留ゑる、楚ゑそ、連ゑれ、など。
 - 4 宛（づつ）の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。
 - 5 朱書の箇所は「」でくり區別した。
 - 6 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。

- 7 明らかな誤字・脱字については訂正したり、(マ)と注記した。また、脱字については、()で訂正した。
- 8 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損などの理由で判読不可能なものは□^(虫喰)□あるいは□□と表記した。
- 9 収録した史料には原本段階で二つの写しがある場合、収録段階で二つを校合しながら編集した。
- 10 必要な箇所には編者注を加えたが、必要最少限にとどめてある。
- 11 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。
- 12 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更を加えてある。
- 13 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。
- 14 文書・記録(日記)の内容が関連する場合には枝番号を付した。
- 15 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所の文末にまとめた。
- 16 一五二一号及一五二六号は、目録番号と対応するものや、その他年号を書き込んだ付箋が多くはさみ込まれている。しかし、それらは添付場所から離れており、該当場所と一致しないもの、または不明のものが多い。そこで付箋の現在ではさまれている場所に図記号をし、その文書末に付箋の内容を示した。
- 一、一五一八号は『旧琉球藩評定所書類目録』では「映人逗留二付那覇二ヵ之日記」と題されている。しかし、原文を見ると、実際は「魯西亞国船来着那覇二ヵ之日記」である事がわかる。内容からいって、このように全く違う題名であるのは、史料の整理上の間違いであると思われる。そこで、一五一八号は原則からはずれて、原文書の題をもって、本題とした。
- 一、一五一九号は東京大学法制史資料室の所蔵であるが、原文書から二種類の写本がある。一つは通し番号の付いたもの、もう一つは番号無しの文書である。両者は明らかに同一の原文書から写されたものであるが、訂正箇所等幾分か違いがある。本巻では通し番

号のあるものを基にし、幾分かを「」の表示で番号無しの文書から補った。

- 一、一五二二号「従大和下状」及び一五二六号「年中各月日記」は東京大学法制史資料室と国立公文書館ともに所蔵されている文書である。それを比較すると、前者は原文書より何らかの意図をもって抜粹された文書であり、後者は、その文書内の目録と本文を比べた場合すべてが対応している。そこで後者を原文書により近い状態とみなして、本巻では後者を基にした。その上で、前者との重なる部分は、◎をもって表示した。また、明らかに違う文字については東大本を「」で表示して参考とした。

- 一、一五二六号「年中各月日記」には、各帖に黒の法司之印で鎖印がしてある。しかし、編集の都合上割愛せざるをえなかった。見本として、口絵を参照していただきたい。

- 一、『琉球王国評定所文書』は、凡例のように、『旧琉球藩評定所書類目録』の整理番号順に翻刻刊行してい

く事になっているが、一五二三号・一五二四号は本巻の頁数の問題等、編集の都合により第十巻として刊行する事とした。

- 一、本巻収録の史料の活用については、東京大学法学部法制史資料室及び国立公文書館内閣文庫の理解と協力を得た。記して感謝申し上げます。